

もったいない！ 無くそう食品ロス 発生した食品循環資源はリサイクルへ

1 まずは発生抑制！

(1) 食品ロスの年間発生量等

日本での年間食品廃棄物量 **2,232**万トン(R4年度推計)

うち**食品ロス**年間**472**万トン(＝事業系236万トン＋家庭系**236**万トン)

- ・問題なくおいしく食べられるのに廃棄される食品
- ・年間1人あたりの食品ロス量≒毎日おにぎり1個分(103g)の食べ物を捨てている計算
- ・毎日大型(10トン)トラック約1,290台分を廃棄
- (参考)国連WFPによる食料援助量(2022年約480万トン)とほぼ同等

(2) 事業者ができる取り組み

- ・自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る
- ・食品流通上の商習慣「3分の1ルール」の見直し
- ・賞味期限の延長や年月表示化
- ・食品ロスの削減につながる容器包装の工夫(鮮度保持のための容器・包装袋の工夫、食べ残しを防ぐ個包装)
- ・生産者等や食品関連事業者から、規格外品等食品・食材のフードバンクへの寄付 等

(3) 消費者ができる取り組み

- ・食品の期限表示を正しく理解する
- ・家にある食材・食品をチェック。使い切れる分だけ買う。
- ・食べきれぬ量を作る。食材を上手に食べきる。 等

2 発生した食品循環資源は再生利用！（食品リサイクル）

○食品循環資源 …… 食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの

○再生利用の優先順位 …… ①飼料化、②肥料化、③油脂及び油脂製品化やメタン化等

○食品リサイクル法 …… 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた「くず」等の食品廃棄物について、①発生抑制と減量化による最終処分量の減少、②飼料や肥料等への利用、熱回収等の再生利用について基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。

(1)再生利用等実施率の目標値(食品リサイクル法に基づく基本方針)

業種別目標設定《目標年度H31年度》

食品製造業	95%
食品卸売業	70%
食品小売業	55%
外食産業	50%

・事業者及び消費者は、食品廃棄物等の発生抑制と、再生利用促進に努めなければならない(法第4条)。

・食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告をしなければならない(法第9条)。

(2)再生利用を促進するための措置

① 登録再生利用事業者制度(食品リサイクル法第11条)

優良な再生利用事業者(リサイクル業者)を育成すること、委託による再生利用を促進することなどを目的として、再生利用事業を的確に実施できる一定の要件を満たす者を登録する制度。

② 再生利用事業計画の認定制度(食品リサイクルループ)(食品リサイクル法第19条)

食品廃棄物等の排出者(食品関連事業者)、再生利用事業の実施者(肥飼料化等を行う者)及び利用者(農林漁業者等)の3者が連携し、農畜水産物等の利用までの計画を作成した場合、その申請に基づき国が認定する制度。

③ ①及び②の制度を活用する主なメリット

(食品関連事業者)

登録再生利用事業者は農林水産省ホームページにおいて公表される。また、再生利用事業計画の内容は農林水産省ホームページにより公表しており、再生利用事業計画の認定事業者として、取組がCSR(企業の社会的責任)活動として認知される。

(再生利用事業者(リサイクル業者))

製造した特定肥飼料等(飼料または肥料)の需要先を確保できる。

(農林漁業者)

リサイクル飼料・肥料を利用して生産した農畜水産物の販売先を確保することができる。

※登録再生利用事業者の登録、再生利用事業計画の認定を受けた場合は、市町村の一般廃棄物の収集運搬業の許可が不要となる特例等が利用できます。

食品リサイクル法に関するお問い合わせ

沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課

TEL:098-866-1673

沖縄県 農林水産部 流通・加工推進課

TEL:098-866-2255

→
詳細
情報



(2025年6月版)